

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案参照条文

目次

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）（抄）	1
薬事法（昭和三十五年法律第一百五号）（抄）	11
農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（抄）	15
家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）（抄）	19
麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）	22
食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六号）（抄）	22

食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案参照条文

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）（抄）

（公定規格）

第三条（略）

2 農林水産大臣は、公定規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その期日の少くとも三十日前までに、これを公告しなければならぬ。

（登録を受ける義務）

第四条 普通肥料を業として生産しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、次の区分に従い、第一号から第四号までに掲げる肥料にあつては農林水産大臣の、第五号に掲げる肥料にあつては生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならぬ。ただし、普通肥料で公定規格が定められていないもの及び専ら登録を受けた普通肥料（第三号に掲げる普通肥料を除く。）が原料として配合される普通肥料であつて農林水産省令で定めるもの（以下「指定配合肥料」という。）については、この限りでない。

一（四）（略）

五 前各号に掲げる普通肥料以外の普通肥料（石灰質肥料を含む。）

2（略）

3 普通肥料を業として輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林水産大臣の登録を受けなければならない。

ただし、普通肥料で公定規格が定められていないもの、指定配合肥料及び第三十三条の二第一項の規定による登録を受けた普通肥料については、この限りでない。

（仮登録を受ける義務）

第五条 普通肥料で公定規格が定められていないもの（指定配合肥料及び第三十三条の二第一項の規定による仮登録を受けた普通肥料を除く。）を業として生産し、又は輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林水産大臣の仮登録を受けなければならない。

（登録及び仮登録の申請）

第六条 登録又は仮登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、次の事項を記載した申請書に登録又は仮登録を受けようとする肥料の見本を添えて、農林水産大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 肥料の種類及び名称（仮登録の場合には肥料の名称）

三 (略)

四 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地

五 保管する施設の所在地

六 (略)

七 仮登録にあつては施用方法及び栽培試験の成績

八 その他農林水産省令で定める事項

2 農林水産大臣の登録又は仮登録の申請をする者は、その申請に対する調査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録)

第七条 (略)

2 調査項目、調査方法その他前項の調査の実施に関して必要な事項は、農林水産省令で定める。

(仮登録)

第八条 第六条第一項の規定により仮登録の申請があつたときは、農林水産大臣は、検査所に申請書の記載事項及び肥料の見本について調査をさせなければならない。ただし、申請に係る肥料が次条第三項の規定により仮登録を取り消されたものであるときは、調査をさせないでその申請を却下することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の調査について準用する。

3 (略)

第九条 (略)

2 (略)

3 第一項の試験の結果、申請書に記載された栽培試験の成績が真実でないと認めるときは、農林水産大臣は、有効期間中であつても、当該肥料の仮登録を取り消さなければならない。

4 前項の規定により仮登録を取り消された者は、遅滞なく、仮登録証を農林水産大臣に返納しなければならない。

(登録証及び仮登録証)

第十条 農林水産大臣又は都道府県知事は、登録又は仮登録をしたときは、当該登録又は当該仮登録を受けた者に対し、次に掲げる事項を記載した登録証又は仮登録証を交付しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日(仮登録の場合には仮登録番号及び仮登録年月日)

二 登録又は仮登録の有効期限

三 氏名又は名称及び住所

四 肥料の種類及び名称(仮登録の場合には肥料の名称)

五 保証成分量その他の規格

第十一条 登録又は仮登録を受けた者は、登録証又は仮登録証を主たる事務所に備え付け、且つ、生産業者にあつては、その写を当該肥料を生産する事業場に備え付けて置かなければならない。

(登録及び仮登録の有効期間)

第十二条 登録の有効期間は、三年（農林水産省令で定める種類の普通肥料にあつては、六年）とし、仮登録の有効期間は、一年とする。

2 前項の登録の有効期間は、申請により更新することができる。但し、公定規格の変更により公定規格に適合しなくなった普通肥料又は公定規格の廃止により当該種類につき公定規格の定がなくなつた普通肥料については、この限りでない。

3 第一項の仮登録の有効期間は、その有効期間内に第九条第一項の肥効試験に基く肥料の効果の判定を行うことができない場合に限り、申請により更新することができる。

4 (略)

5 農林水産大臣の登録又は仮登録の有効期間の更新を受けようとする者は、その申請に対する調査に要する実費の額を考慮して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録又は仮登録を受けた者の届出義務)

第十三条 登録又は仮登録を受けた者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、農林水産省令で定める手続に従い、変更があつた事項及び変更の年月日を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出、かつ、変更があつた事項が登録証又は仮登録証の記載事項に該当する場合には、その書替交付を申請しなければならない。

一 氏名又は住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

二 生産業者にあつては生産する事業場の名称又は所在地

三 保管する施設の所在地

2 相続又は法人の合併若しくは分割により登録又は仮登録を受けた者の地位を承継した者は、その日から二週間以内に、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出て、登録証又は仮登録証の書替交付（分割により一の普通肥料の生産又は輸入の事業の一部を承継した者にあつては、登録証又は仮登録証の交付）を申請しなければならない。

3 登録証又は仮登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産大臣又は都道府県知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。

4 登録又は仮登録を受けた生産業者又は輸入業者が当該普通肥料の名称を変更しようとするときは、農林水産省令で定める手続に従い、農林水産大臣又は都道府県知事に届け出、且つ、登録証又は仮登録証の書替交付を申請しなければならない。

(登録及び仮登録の失効)

第十四条 次の各号の一に該当するときは、登録又は仮登録は、その効力を失う。

一 登録又は仮登録を受けた法人が解散した場合においてその清算が終了したとき。

二 登録又は仮登録を受けた者が当該肥料の生産又は輸入の事業を廃止したとき。

三 都道府県知事に登録をした生産業者が当該肥料を生産する事業場を他の都道府県に移転したとき。

四 当該肥料の保証成分量又は登録証若しくは仮登録証に記載されたその他の規格を変更したとき。

(登録及び仮登録に関する公告)

第十六条 農林水産大臣又は都道府県知事は、登録若しくは仮登録をしたとき、登録若しくは仮登録の有効期間を更新したとき、第九条第三項の規定により仮登録を取り消したとき、第十四条の規定により登録若しくは仮登録が失効したとき、又は第三十一条第一項から第三項までの規定により登録若しくは仮登録を取り消したときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 登録番号又は仮登録番号

二 肥料の種類及び名称(仮登録の場合には肥料の名称)

三 保証成分量その他の規格

四 生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所

2・3 (略)

(指定配合肥料の生産業者及びその輸入業者の届出)

第十六条の二 指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、輸入業者及び第四条第一項第一号又は第二号の普通肥料の一種以上が原料として配合される指定配合肥料の生産業者にあつては農林水産大臣に、その他の生産業者にあつてはその生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 肥料の名称

三 生産業者にあつては生産する事業場の名称及び所在地

四 保管する施設の所在地

2 農業協同組合等が第四条第一項第一号又は第二号の普通肥料の一種以上が原料として配合される指定配合肥料の生産業者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該肥料を生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、同項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

3 指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、第一項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。その事業を廃止したときも、同様とする。

(生産業者保証票及び輸入業者保証票)

第十七条 生産業者又は輸入業者は、普通肥料を生産し、又は輸入したときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部(容器及び包装を用いないものにあつては各荷口又は各個。以下同じ。)に次の事項を記載した生産業者保証票又は輸入業者保証票を付さなければならない。当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、当該保証票が滅失し、又はその記載が不

明となつたときも、また同様とする。ただし、輸入業者が第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料を輸入したときは、この限りでない。

一 生産業者保証票又は輸入業者保証票という文字

二 肥料の種類及び名称（仮登録の場合又は指定配合肥料の場合には肥料の名称）

三（略）

四 生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所

五 生産し、又は輸入した年月

六 生産業者にあつては生産した事業場の名称及び所在地

七 正味重量

八 指定配合肥料以外の肥料にあつては、登録番号又は仮登録番号

九 第二十五条ただし書の規定により異物を混入した場合にあつては、その混入した物の名称及び混入の割合

十 仮登録を受けた肥料又は指定配合肥料にあつてはその旨の表示

十一 その他農林水産省令で定める事項

2 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料の輸入業者は、当該肥料の容器若しくは包装を開き、若しくは変更したとき、又は容器若しくは包装のない当該肥料を容器に入れ、若しくは包装したときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部に次の事項を記載した輸入業者保証票を付さなければならない。生産業者保証票が付されていないか、又はその記載が不明となつた当該肥料を輸入したとき、及び輸入した当該肥料が自己の所有又は管理に属している間に、生産業者保証票が滅失し、又はその記載が不明となつたときも、同様とする。

一 輸入業者保証票という文字

二 輸入業者の氏名又は名称及び住所

三 輸入した年月

四（略）

五 生産した者の氏名又は名称及び住所

六 生産した年月

七 生産した事業場の名称及び所在地

八 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料である旨の表示

3 前項第五号から第七号までの事項その他農林水産省令で定める事項は、同項の輸入業者が知らないときは、同項の輸入業者保証票に記載しなくてもよい。

（販売業者保証票）

第十八条 販売業者は、普通肥料の容器若しくは包装を開き、若しくは変更したとき、又は容器若しくは包装のない普通肥料を容器に入れ、若しくは包装したときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なく、当該肥料の容器又は包装の外部に次の事項を記載した販売業者保証票を付さなければならない。生産業者保証票、輸入業者保証票及び販売業者保証票（以下「保証票」という。）が付されていないか、又はその記載が不明となつた普通肥料の引渡しを受けたとき、及び引渡しを受けた普通肥料が自己の所有又は管理に属している間に、その保証票が滅失し、又はその保証票の記載が不明となつたときも、また同様とする。

一 販売業者保証票という文字

二 販売業者の氏名又は名称及び住所

三（略）

四 販売業者保証票を付した年月

五 生産業者又は輸入業者（第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料にあつてはその生産した者）の氏名又は名称及び住所

六 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料にあつてはその旨の表示

2 前条第一項第五号及び第六号並びに前項第五号の事項その他農林水産省令で定める事項は、販売業者が知らないときは、前項の販売業者保証票に記載しなくてもよい。

（譲渡の制限）

第十九条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、普通肥料（指定配合肥料を除く。）については、登録又は仮登録を受けており、かつ、保証票が付されているもの、指定配合肥料については、保証票が付されているものでなければ、これを譲り渡してはならない。

2 天災地変により肥料が登録証又は仮登録証に記載された規格に適合しなくなった場合及び農林水産省令で定めるやむを得ない事由が発生した場合において、命令の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の規定にかかわらず、普通肥料を譲り渡すことができる。

（施用上の注意等の表示命令）

第二十一条 農林水産大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、その登録若しくは仮登録をした普通肥料又はその受理した届出に係る指定配合肥料の生産業者又は輸入業者に対し、当該肥料の施用上若しくは保管上の注意又は原料の使用割合その他その品質若しくは効果を明確にするために必要な事項を当該肥料の容器又は包装の外部に表示すべき旨を命ずることができる。

（指示等）

第二十二條の三 農林水産大臣は、前条第一項の規定により告示された同項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」という。）を表示せず、又は同項の規定により告示された同項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない生産業者、輸入業者又は販売業者があるときは、当該生産業者、輸入業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の指示に従わない生産業者、輸入業者又は販売業者があるときは、その旨を公表することができる。
(販売業務についての届出)

第二十三条 生産業者、輸入業者又は販売業者は、販売業務を行う事業場ごとに、当該事業場において販売業務を開始した後二週間以内に、次に掲げる事項をその所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名及び住所(法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二 販売業務を行う事業場の所在地

三 当該都道府県の区域内にある保管する施設の所在地

2 生産業者、輸入業者又は販売業者は、前項の届出事項に変更を生じたときは、その日から二週間以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その販売業務を廃止したときも、同様とする。

(報告の徴収)

第二十九条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、販売業者からその業務に関し報告を徴することができる。

4 (略)

(立入検査等)

第三十条 (略)

2 (略)

3 都道府県知事は、肥料の取締り上必要があると認めるときは、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他肥料の販売の業務に係るある場所に立ち入り、肥料若しくは業務に関する帳簿書類を検査させ、関係者に質問させ、又は肥料を、検査のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

4 (略)

5 第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第一項から第三項までの場合には、その職務を行う農林水産省又は都道府県の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 農林水産大臣又は都道府県知事は、第一項又は第三項の規定により肥料又はその原料を収去させたときは、当該肥料又はその原料の検査の結果の概要を新聞その他の方法により公表する。

(検査所による立入検査等)

第三十条の二 (略)

2 農林水産大臣は、前項の規定により検査所に立入検査、質問又は収去(以下「立入検査等」という。)を行わせる場合には、検査所に

対し、当該立入検査等の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 検査所は、前項の指示に従つて第一項の立入検査等を行ったときは、農林水産省令の定めるところにより、その結果を農林水産大臣に報告しなければならない。

4 前条第五項及び第六項の規定は第一項の規定による立入検査等について、同条第七項の規定は第一項の規定による収去について、それぞれ準用する。

(行政処分)

第三十一条 農林水産大臣は、その登録若しくは仮登録をした普通肥料又はその届出に係る指定配合肥料の生産業者又は輸入業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、その届出に係る販売業者、その登録した普通肥料若しくはその届出に係る指定配合肥料の生産業者又はその届出に係る特殊肥料の生産業者若しくは輸入業者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき(表示事項を表示せず、又は遵守事項を遵守しない場合を除く。)は、これらの者に対し、当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又は生産業者について当該肥料の登録を取り消すことができる。

3 農林水産大臣又は都道府県知事は、登録若しくは仮登録をした普通肥料、指定配合肥料又は特殊肥料を通常の施用方法に従い施用する場合に、植物に害があると認められるに至つた場合において、その被害の発生を防止するため必要があるときは、農林水産大臣にあつては第一項に規定する当該肥料に係る生産業者又は輸入業者に対し、都道府県知事にあつては前項に規定する当該肥料に係る生産業者、輸入業者又は販売業者に対し、当該肥料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又はその登録若しくは仮登録を取り消すことができる。

4 (略)

5 第一項から第三項までの規定により登録又は仮登録を取り消された者は、遅滞なく、登録証又は仮登録証を農林水産大臣又は都道府県知事に返納しなければならない。

6 (略)

(外国生産肥料の登録及び仮登録)

第三十三条の二 外国において本邦に輸出される普通肥料(指定配合肥料を除く。)を業として生産する者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、公定規格が定められている普通肥料については農林水産大臣の登録を、公定規格が定められていない普通肥料については農林水産大臣の仮登録を受けることができる。

2 前項の規定による登録又は仮登録を受けようとする者は、本邦内において品質の不良な肥料の流通の防止に必要な措置を採らせるための者を、本邦内に住所を有する者(外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。)のうちから、当該登録又は仮登録の申請の際選任しなければならない。

- 3 第一項の規定による登録又は仮登録を受けた者（以下「登録外国生産業者」という。）は、前項の規定により選任した者（以下「国内管理人」という。）を変更したとき、又は国内管理人につき、その氏名若しくは名称若しくは住所に変更があつたときは、その日から三十日以内に、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。
- 4 登録外国生産業者は、その生産又は販売の業務を行う事業場ごとに帳簿を備え、第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものを生産したときは、毎日、その名称及び数量を、当該肥料を販売したときは、その都度、その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を記載し、その記載した事項をその国内管理人に通知するとともに、その帳簿を二年間保存しなければならない。
- 5 国内管理人は、その住所地又は主たる事務所、帳簿を備え付け、これに前項の規定により通知を受けた事項を記載し、その帳簿を二年間保存しなければならない。
- 6 （略）
- （外国生産肥料の登録の取消し等）
- 第三十三条の五 農林水産大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録外国生産業者に対し、その登録又は仮登録を取り消すことができる。
 - 一 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料（本邦に輸出されるものに限る。）であつて生産業者保証票が付されていないものを譲り渡したとき。
 - 二 第三十三条の二第六項において準用する第二十一条の規定による請求に応じなかつたとき。
 - 三 第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものに係る保証票を偽造し、変造し、若しくは不正に使用し、又は偽造し、若しくは変造した保証票その他保証票に紛らわしいものを当該肥料若しくはその容器若しくは包装に付したとき。
 - 四 他人の氏名、商標若しくは商号又は他の肥料の名称若しくは成分を表示した容器又は包装を、その表示を消さないで、第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けた普通肥料であつて本邦に輸出されるものの生産又は販売の業務に係る場所において、当該肥料、その原料若しくは業務に関する帳簿書類についての検査をさせ、関係者に質問をさせ、又は検査のため必要な最小量の当該肥料若しくはその原料を無償で提供しようとした場合において、その検査若しくは要請が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又は質問に対し答弁がされず、若しくは虚偽の答弁がされたとき。
- 七 第三十一条第三項に規定する場合に相当すると認められるとき。

八 第三十三条の二第一項の規定による登録又は仮登録を受けるに当たつて不正行為をしたとき。

九 国内管理人が欠けた場合において新たに国内管理人を選任しなかつたとき。

十 登録外国生産業者又はその国内管理人がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき。

2 前項の規定により登録又は仮登録を取り消された者は、遅滞なく、登録証又は仮登録証を農林水産大臣に返納しなければならない。

3 第一項の規定により登録又は仮登録を取り消された者は、取消しの日から一年間は、当該普通肥料について更に登録又は仮登録を受けることができない。

4 (略)

(不服申立て)

第三十四条 第六条第一項の規定により都道府県知事の登録を申請した者は、都道府県知事はその申請をした日から五十日以内にこれに対するなんらの処分をしないときは、都道府県知事がその申請を却下したものとみなして、審査請求をすることができる。

2 (略)

3 都道府県知事は、第三十一条第二項の規定による肥料の譲渡又は引渡し制限又は禁止の処分(販売業者に対する処分に限る。)についての異議申立てを受けたときは、異議申立人に対してあらかじめ期日及び場所を通知して、公開による意見の聴取を行わなければならない。

(事務の区分)

第三十五条の三 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 第二十九条第四項、第三十条第四項及び第七項、第三十一条第三項並びに第三十三条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務(販売業者に係るものを除く。)

三 第三十一条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 第十九条第二項若しくは同項の規定に基づく命令又は第二十一条の規定の違反に関する処分

ロ その届出に係る販売業者に対する処分(イに掲げるものを除く。)

四・五 (略)

(罰則)

第三十六条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第二十条の規定に違反して、保証票に虚偽の記載をした者

三 第二十四条第一項の規定に違反して、保証票を不正に使用し、又は保証票に紛らわしいものを自己の販売する肥料若しくはその容器

若しくは包装に付した者

四 (略)

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条若しくは第五条の規定による登録若しくは仮登録を受けず、普通肥料を業として生産し、若しくは輸入し、又は第四条、第五条若しくは第三十三条の二第一項の規定による登録若しくは仮登録を受けるに当たつて不正行為をした者
- 二 第十六条の二、第二十二條、第二十三條又は第三十三条の四第一項若しくは第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第二十四条第二項、第二十六條(第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)、又は第三十三条の四第四項の規定に違反した者

第三十八条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 (略)
 - 二 第十七条第一項若しくは第二項又は第十八條第一項の規定に違反した者
 - 三 第二十条の規定に違反して、保証票に法定の事項以外の事項を記載した者
- 第三十九条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条の規定に違反した者
- 二 第十三條第三項の規定による届出若しくは申請をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第二十一条の規定による命令に違反した者
- 四 第二十七條第一項又は第二項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、記載をせず、又は虚偽の記載をした者
- 五 第二十九條第一項(第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)、第二項又は第三項の規定による命令に対し報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第三十条第一項若しくは第三項若しくは第三十条の二第一項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 七 第三十条第二項若しくは第三十三条の三第一項若しくは第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

薬事法(昭和三十五年法律第百十五号)(抄)

(製造業の許可)

第十二条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の製造(小分けを含む。以下同じ。)をしてはならない。

- 2 前項の許可は、厚生労働大臣が製造所ごとに与える。
 - 3 第一項の許可は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。
(医薬品等の製造の承認)
- 第十四条 厚生労働大臣は、医薬品（厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬品を除く。）、医薬部外品（厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬部外品を除く。）、厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品又は医療用具（厚生労働大臣の指定する医療用具を除く。）につき、これを製造しようとする者から申請があつたときは、品目ごとにその製造についての承認を与える。
- 2 前項の承認は、申請に係る医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の名称、成分、分量、構造、用法、用量、使用方法、効能、効果、性能、副作用等を審査して行うものとし、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認は、与えない。
 - 一 申請に係る医薬品、医薬部外品又は医療用具が、その申請に係る効能、効果又は性能を有すると認められないとき。
 - 二 申請に係る医薬品、医薬部外品又は医療用具が、その効能、効果又は性能に比して著しく有害な作用を有することにより、医薬品、医薬部外品又は医療用具として使用価値がないと認められるとき。
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具として不適当なものとして厚生労働省令で定める場合に該当するとき。
 - 3 第一項の承認を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に臨床試験の試験成績に関する資料その他の資料を添付して申請しなければならない。この場合において、当該申請に係る医薬品が厚生労働省令で定める医薬品であるときは、当該資料は、厚生労働大臣の定める基準に従つて収集され、かつ、作成されたものでなければならない。
 - 4 第二項の規定による審査においては、当該品目に係る申請内容及び前項前段に規定する資料に基づき、当該品目の品質、有効性及び安全性に関する調査（既に製造又は輸入の承認を与えられている品目との成分、分量、構造、用法、用量、使用方法、効能、効果、性能等の同一性に関する調査を含む。）を行うものとする。この場合において、当該品目が同項後段に規定する厚生労働省令で定める医薬品であるときは、あらかじめ、当該品目に係る資料が同項後段の規定に適合するかどうかについての書面による調査又は実地の調査を行うものとする。
 - 5 厚生労働大臣は、第一項の承認の申請に係る医薬品又は医療用具が、希少疾病用医薬品、希少疾病用医療用具その他の医療上特にその必要性が高いと認められるものであるときは、当該医薬品又は医療用具についての第二項の規定による審査を、他の医薬品又は医療用具の審査に優先して行うことができる。
 - 6 厚生労働大臣は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認について、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴かなければならない。
 - 一 申請に係る医薬品、医薬部外品又は化粧品が、既に製造又は輸入の承認を与えられている医薬品、医薬部外品又は化粧品と、有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が明らかに異なるとき。
 - 二 申請に係る医療用具が、既に製造又は輸入の承認を与えられている医療用具と、構造、使用方法、効能、効果、性能等が明らかに異

なるとき。

7 第一項の承認を受けた者は、当該品目について承認された事項の一部を変更しようとするときは、その変更についての承認を求めるところができる。この場合においては、前二項から前項までの規定を準用する。

(外国製造医薬品等の製造の承認)

第十九条の二 厚生労働大臣は、第十四条第一項に規定する医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具であつて本邦に輸出されるものにつき、外国においてこれを製造する者から申請があつたときは、品目ごとにその製造についての承認を与えることができる。

2 申請者が、第七十五条の二第一項の規定によりその受けた承認の全部又は一部を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者であるときは、前項の承認を与えないことができる。

3 第一項の承認を受けようとする者は、本邦内において当該承認に係る医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具による保健衛生上の危害の発生防止に必要な措置を採らせるため、厚生労働省令で定める基準に該当する者を、本邦内に住所を有する者(外国法人で本邦内に事務所を有するものの当該事務所の代表者を含む。)のうちから、当該承認の申請の際選任しなければならぬ。

4 第一項の承認については、第十四条第二項から第七項まで、第十四条の二及び第十四条の三の規定を準用する。

5 前項において準用する第十四条第七項の承認については、第十四条の二及び第十四条の三の規定を準用する。

(輸入販売業の許可)

第二十二条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入販売業の許可を受けた者でなければ、それぞれ、業として、医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入をしてはならない。

2 前項の許可は、厚生労働大臣が営業所ごとに与える。

3 第一項の許可は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失つ。

(準用)

第二十三条 医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療用具の輸入販売業については、第十三条から第十九条まで、第二十条第一項及び第二項並びに第二十一条の規定を準用する。この場合において、第十三条第一項中「厚生労働大臣の承認を受けていないときは」とあるのは、「厚生労働大臣の承認を受けていないとき(外国においてその物を製造する者がその物につき第十九条の二の規定による厚生労働大臣の承認を受けているときを除く。)」は「と、同条第二項中「与えないことができる」とあるのは「与えないことができる。当該輸入しようとする物を外国において製造する者(その者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)」が第十九条の二第二項の規定に該当する者であるときも、同様とする」と、第十三条の二第一項本文中「その者がその物につき次条(第二十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。)」の規定による厚生労働大臣の承認を受けていないとき」とあるのは「その者及び外国においてその物を製造する者がその物につき次条(第二十三条において準用する場合を含む。)」及び第十九条の二の規定による厚生労働大臣の承認を受けていないとき」と、同項ただし書中「その者が」とあるのは「その者又は外国においてその物を製造する者が」と、同条第二項中「次条」とあるのは「次条(第二十三条において準用する場合を含む。)」又は第十九条の二」と読み替えるものとする。

は「次条(第二十三条において準用する場合を含む。)」又は第十九条の二」と読み替えるものとする。

(直接の容器等の記載事項)

第五十条 医薬品は、その直接の容器又は直接の被包に、次の各号に掲げる事項が記載されていなければならない。ただし、厚生労働省令で別段の定めをしたときは、この限りでない。

- 一 製造業者又は輸入販売業者の氏名又は名称及び住所
- 二 名称(日本薬局方に収められている医薬品にあつては、日本薬局方において定められた名称、その他の医薬品で一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)
- 三 製造番号又は製造記号
- 四 重量、容量又は個数等の内容量
- 五 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、「日本薬局方」の文字及び日本薬局方において直接の容器又は直接の被包に記載するよう定められた事項
- 六 第四十二条第一項の規定によつてその基準が定められた医薬品にあつては、貯法、有効期間その他その基準において直接の容器又は直接の被包に記載するよう定められた事項
- 七 日本薬局方に収められていない医薬品にあつては、その有効成分の名称(一般的名称があるものにあつては、その一般的名称)及びその分量(有効成分が不明のものにあつては、その本質及び製造方法の要旨)
- 八 習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、「注意 習慣性あり」の文字
- 九 前条第一項の規定により厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、「注意 医師等の処方せん・指示により使用すること」の文字
- 十 厚生労働大臣の指定する医薬品にあつては、その使用の期限
- 十一 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第八十四条 (略)

- 一 第五条第一項の規定に違反した者
- 二 第十二条第一項の規定に違反した者
- 三 第十八条第一項(第二十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 四 第二十二条第一項の規定に違反した者
- 五 第二十四条第一項の規定に違反した者
- 六 第二十九条の規定に違反した者
- 七 第三十一条の規定に違反した者
- 八 第三十六条の規定に違反した者
- 九 第四十三条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 十 第四十四条第三項の規定に違反した者

- 十一 第四十九条第一項の規定に違反した者
- 十二 第五十五条第二項（第六十条、第六十二条及び第六十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 十三 第五十六条（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 十四 第五十七条第二項（第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 十五 第六十五条の規定に違反した者
- 十六 第六十八条の六の規定に違反した者

第八十六条（略）

- 一 第八条第一項又は第二項（第二十七条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十五条第一項又は第二項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 三 第十七条第一項（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 第四十五条の規定に違反した者
- 五 第四十六条第一項又は第四項の規定に違反した者
- 六 第四十八条第一項又は第二項の規定に違反した者
- 七 第四十九条第二項の規定に違反して、同項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第三項の規定に違反した者

八 毒薬又は劇薬に関し第五十八条の規定に違反した者

九 第六十七条の規定に基づく政令の定める制限その他の措置に違反した者

十 第七十二条第一項又は第二項の規定に基づく施設の使用禁止の処分違反した者

十一 第七十二条の三の規定による業務の停止命令に違反した者

十二 第七十三条の規定による命令に違反した者

十三 第七十四条の規定による命令に違反した者

十四 第八十三条の二第二項の規定に違反した者

十五（略）

2 この法律に基づいて得た他人の業務上の秘密を自己の利益のために使用し、又は故なく、権限を有する職員以外の者に漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）（抄）

（記載事項の訂正又は品質改良の指示）

第三条 農林水産大臣は、前条第三項の検査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の規定による登録を保留して、申請者に

対し申請書の記載事項を訂正し、又は当該農薬の品質を改良すべきことを指示することができる。

一 (略)

二 前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

三 当該農薬を使用するときは、使用に際し、危険防止方法を講じた場合においてもなお人畜に危険を及ぼすおそれがあるとき。

四 前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する農作物等についての残留性の程度からみて、その使用に係る農作物等の汚染が生じ、かつ、その汚染に係る農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

五 前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、当該農薬が有する土壌についての残留性の程度からみて、その使用に係る農地等の土壌の汚染が生じ、かつ、その汚染により汚染される農作物等の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

六 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるときに、その水産動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる水産動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

七 当該種類の農薬が、その相当の普及状態のもとに前条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるときに、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第十二条の二において同じ。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む。第十二条の二において同じ。)の利用が原因となつて人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

八(十 (略)

2 前項第四号から第七号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めて告示する。

3 (略)

(販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等)

第九条 販売者は、容器又は包装に第七条(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第十一条第一号において同じ。)の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

2 農林水産大臣は、第六条の三第一項(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。第十六条第一項において同じ。)の規定により変更の登録をし、又は登録を取り消した場合、第六条の四第一項(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により変更の登録をした場合その他の場合において、農薬の使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、農林水産省令をもつて、販売者に対し、農薬につき、第七条の規定による容器又は包装の表示を変更しなければその販売をしてはならないことその他の販売の制限をし、又はその販売を禁止することができる。

3 前項の農林水産省令をもつて第七条の規定による容器又は包装の表示を変更しなれば農薬の販売をしてはならない旨の制限が定められた場合において、販売者が当該表示をその制限の内容に従い変更したときは、その変更後の表示は、同条の規定によつて製造者又は輸入者がした容器又は包装の表示とみなす。

4 製造者又は輸入者が製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬について第二項の規定によりその販売が禁止された場合には、製造者若しくは輸入者又は販売者は、当該農薬を農薬使用者から回収するように努めるものとする。
(農薬の使用の規制)

第十二条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令をもつて、現に第二條第一項又は第十五條の二第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

2・3 (略)
(報告及び検査)

第十三条 (略)

2 都道府県知事は、農林水産省令・環境省令の定めるところにより、前項の規定により得た報告又は検査の結果を農林水産大臣又は環境大臣に報告しなければならない。

3 第一項に定めるもののほか、農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者又は農薬使用者に対し、都道府県知事は販売者又は水質汚濁性農薬の使用者に対し、この法律を施行するため必要があるときは、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、その業務若しくは農薬の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

4 第一項又は前項の場合において、第一項又は前項に掲げる者から要求があつたときは、第一項又は前項の規定により集取又は立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を示さなければならない。
(監督処分)

第十四条 農林水産大臣は、製造者又は輸入者がこの法律の規定に違反したときは、これらの者に対し、農薬の販売を制限し、若しくは禁止し、又はその製造者若しくは輸入者に係る第二條第一項の規定による登録を取り消すことができる。

2 (略)

3 農林水産大臣は、その定める検査方法に従い、検査所に農薬を検査させた結果、農薬の品質、包装等が不良となつたため、農作物等、人畜又は水産動植物に害があると認められるときは、当該農薬の販売又は使用を制限し、又は禁止することができる。

4 (略)

5 前各項の規定による処分についての異議申立てがあつた場合には、第六条の三第三項の規定を準用する。

(外国製造農薬の登録)

第十五条の二 (略)

255 (略)

6 第二条第二項、第三項及び第六項、第三条から第五条まで、第六条の五並びに第六条の七の規定は第一項の登録に、第二条第五項、第六条の三及び第六条の四第一項の規定は第一項の登録に係る農薬に、第五条の二から第六条の二まで、第六条の四第二項、第六条の六及び第七条(ただし書を除く。)の規定は登録外国製造業者に、第九条第四項及び第十条の二の規定は第一項の登録外国製造業者及びその国内管理人に準用する。この場合において、第二条第二項第一号中「氏名(法人の」とあるのは「第十五条の二第二項の登録を受けようとする者及びその者が同条第二項の規定により選任した者の氏名(法人の」と、同項第九号中「製造し、又は加工しようとする農薬については、製造方法」とあるのは「製造方法」と、同条第三項第五号中「製造者又は輸入者」とあるのは「第十五条の二第二項の登録を受けた者」と、第三条第三項中「一箇月」とあるのは「二月」と、第四条第一項中「二週間」とあるのは「一月」と、同条第三項中「一箇月」とあるのは「二月」と、第五条の二第一項中「製造若しくは加工又は輸入の事業」とあるのは「製造業(農薬を製造し、又は加工してこれを販売する事業をいう。以下同じ。）」と、「製造若しくは加工若しくは輸入の事業」とあるのは「製造業」と、同条第二項中「製造若しくは加工又は輸入の事業」とあるのは「製造業」とあるのは「製造業」と、同条第三項中「二週間」とあるのは「一月」と、「製造若しくは加工又は輸入」とあるのは「製造業」と、「二週間」とあるのは「一月」と、同条第五項中「製造若しくは加工又は輸入」とあるのは「製造業」と、「二週間」とあるのは「一月」と、同条第六項中「二週間」とあるのは「一月」と、第六条の五第二号中「第二条第一項」とあるのは「第十五条の二第一項」と、「製造若しくは加工又は輸入」とあるのは「製造業」と、同条第三号及び第六条の六第一号中「第二条第一項」とあるのは「第十五条の二第一項」と、同条第四号及び第六条の七中「第十四条第一項」とあるのは「第十五条の五第一項」と、同条第三号中「製造者又は輸入者」とあるのは「第十五条の二第一項の登録を受けた者及びその者が同条第二項の規定により選任した者」と、第七条中「その製造し若しくは加工し、又は輸入した農薬を」とあるのは「第十五条の二第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるものを製造し、又は加工してこれを」と、第九条第四項中「製造者又は輸入者が製造し若しくは加工し、又は輸入した」とあるのは「当該登録外国製造業者が製造し、又は加工して販売した」と、第十条の二中「その製造し、加工し、輸入(輸入の媒介を含む。）」し、若しくは販売する農薬」とあり、及び「その製造し、加工し、又は輸入する農薬」とあるのは「第十五条の二第一項の登録に係る農薬で本邦に輸出されるもの」と読み替えるものとする。

(協議)

第十六条の二 農林水産大臣は、水質汚濁性農薬について、公定規格を設定し、変更し、若しくは廃止しようとするとき、又は第九条第二項の農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。

(罰則)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項、第七条、第九条第一項、第十条の二(第十五条の二第六項において準用する場合を含む。)、第十一条又は第十二条

第三項の規定に違反した者

二 第九条第二項の農林水産省令の規定による制限又は禁止に違反した者

三 第十二条の二第二項の規定により定められた規則の規定に違反して都道府県知事の許可を受けないで水質汚濁性農薬に該当する農薬を使用した者

四 第十四条第一項から第四項までの規定による制限又は禁止に違反した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第十七条(前号に係る部分を除く。)、第十八条又は第十八条の二 各本条の罰金刑

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)(抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「患畜」とは、家畜伝染病(腐蛆そ病を除く。)にかかっている家畜をいい、「疑似患畜」とは、患畜である疑いがある家畜及び牛疫、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、鼻疽又はアフリカ豚コレラの病原体に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。

(伝染性疾病についての届出義務)

第四条 家畜が家畜伝染病以外の伝染性疾病(農林水産省令で定めるものに限る。以下「届出伝染病」という。)にかかり、又はかかっている疑いがあることを発見したときは、当該家畜を診断し、又はその死体を検案した獣医師は、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、その旨を当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長に通報するとともに農林水産大臣に報告しなければならない。

(監視伝染病の発生の状況等を把握するための検査等)

第五条 都道府県知事は、農林水産省令の定めるところにより、家畜又はその死体の所有者に対し、家畜又はその死体について、家畜伝染病又は届出伝染病(以下「監視伝染病」と総称する。)の発生を予防し、又はその発生を察するため必要があるときは、その発生の状況及び動向(第四項において「発生の状況等」という。)を把握するための家畜防疫員の検査を受けるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定による命令は、農林水産省令で定める手続に従い、その実施期日の十日前までに次に掲げる事項を公示して行う。ただし、緊急の場合には、その期間を三日まで短縮することができる。

- 一 実施の目的
 - 二 実施する区域
 - 三 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
 - 四 実施の期日
 - 五 検査の方法
- 3 都道府県知事は、第一項の検査の結果を、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣に報告しなければならない。
 - 4 (略)
 - 5 都道府県知事は、前項の規定による情報の提供又は指導を受けたときは、家畜の所有者又はその組織する団体に対し、監視伝染病の発生の予防のために必要な助言及び指導を行うものとする。
 - 6 都道府県知事は、家畜の所有者又はその組織する団体が行う監視伝染病の発生の予防のための措置の効果が適切に確保されるようにするため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣又は関係都道府県知事に対し、農林水産大臣又は関係都道府県知事が講ずべき措置について、必要な要請をすることができる。
- (殺処分)
- 第十七条 (略)
- 一 (略)
 - 二 家畜の所有者又はその所在が知れないため前項の命令をすることができない場合において緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができる。
- (死体の焼却等の義務)
- 第二十一条 (略)
- 一 (略)
 - 二 流行性脳炎、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、馬伝染性貧血又は家きんサルモネラ感染症の患畜又は疑似患畜の死体(と畜場において殺したものを除く。)
 - 2 前項の死体は、同項ただし書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該死体を焼却し、又は埋却してはならない。
 - 3 第一項の規定により焼却し、又は埋却しなければならない死体は、家畜防疫員の許可を受けなければ、他の場所に移し、損傷し、又は解体してはならない。
 - 4 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、同項の患畜又は疑似患畜の死体について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却することができる。
 - 5 伝達性海綿状脳症の患畜又は疑似患畜の死体の所有者に対する前各項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、又は埋却」とあるのは、「焼却」とする。

(病原体の輸入に関する届出)

第三十六条の二 家畜の伝染性疾病の病原体であつて既に知られているもののうち、監視伝染病の病原体以外のものを輸入しようとする者は、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならぬ。

2 農林水産大臣は、前項の規定により届け出なければならぬこととされる家畜の伝染性疾病の病原体を公示するものとする。

3 (略)

第六十条 (略)

一 (略)

二 第五十八条第四項の評価人の手当及び旅費の全額

三 雇い入れた獣医師に対する手当の二分の一

四 牛疫予防液の購入費又は製造費の全額

五 牛疫予防液以外の動物用生物学的製剤の購入費又は製造費の二分の一

六 (略)

(厚生労働大臣との関係)

第六十二条の三 (略)

2 厚生労働大臣は、家畜から人に伝染するおそれが高いと認められる家畜の伝染性疾病の発生又はまん延により国民の健康に影響を与え、おそれがあると認めるときは、この法律の規定による家畜の伝染性疾病の発生の予防又はまん延の防止のための措置の実施に関し、農林水産大臣に意見を述べることができる。

3 農林水産大臣及び厚生労働大臣は、前二項の規定の円滑な実施を図るため、相互に情報又は資料を提供するものとする。

第六十三条 (略)

一 (略)

三 第十七条の規定による命令に違反した者

四 (略)

第六十四条 (略)

一 (略)

四 第三十六条の二第一項の規定に違反した者

第六十五条 (略)

一 (略)

十一 第四十六条第二項又は第三項の規定による命令に違反し、又はこれらの規定による隔離、注射、薬浴、投薬若しくは消毒を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十二 第五十一条第一項の規定による検査、採取若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十三 第五十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）（抄）

（薬局開設者等の特例）

第五十条の二十六（略）

2 前項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許は、第五十条の三の規定により効力を失うほか、次の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

一 薬事法第五条第二項又は第二十四条第二項の規定により同法第五条第一項又は第二十六条第一項の許可の効力が失われたとき。

二 薬事法第十条（同条第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による届出（廃止に係るものに限る。）があつたとき。

三 薬事法第七十五条第一項の規定により同法第五条第一項又は第二十六条第一項の許可が取り消されたとき。

3 第一項本文の場合においては、当該薬局開設者の薬局に係る薬事法第八条第三項に規定する薬局の管理者又は当該医薬品の一般販売業の許可を受けた者に係る同法第二十七条において準用する同法第八条第三項に規定する一般販売業の管理者は、第五十条の二十第一項の向精神薬取扱責任者とみなす。

4 都道府県知事は、第一項ただし書の申出があつたとき、及び同項の規定により向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者に係る免許が、第五十一条第二項の規定により取り消されたとき（薬局又は医薬品の一般販売業の業務が引き続き行われているときに限る。）は、その旨を公示するものとする。

食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六号）（抄）

（権限）

第四十条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3 （略）